

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

① 心情の意見陳述の対象者の範囲の拡大

■裁判の都合で切り捨てられた被害者にも平等の機会を与えていただきたい。

地下鉄サリン事件の被害者は、死者13人、受傷者6286人です。これは、2008年12月に施行されたオウム事件被害者救済法による申請者を、警察が被害者と再確認した人数で、2011年11月に警察庁被害者支援室から連絡を受けたものです。

しかし、当初刑事裁判で起訴されたのは、死者12人、受傷者3794人、そして、1997年12月2日に裁判の迅速化のためという理由で訴因変更がおこなわれ、受傷者は14人ということになってしまいました。つまり、2492人はサリンの被害者でありながら起訴状に載らず、3780人は起訴状に載った被害者だったにもかかわらず、証言や意見陳述の機会を奪われました。

このようなことは、1997年当時には上記のように法改正されていなかったとはいえ、係る法律で認められた権利と同様にニーズとして存在していたもので、切り捨てられた被害者はいくつかの行使できるはずの機会を失いました。

今年になって、オウムの逃亡犯・H、K、Tが逮捕されました。今後、容疑者が起訴された場合、これまで司法の都合で訴因変更された被害者、訴状にも記載されなかった被害者にも意見陳述の機会があることを通知し、意見陳述を希望する被害者にはそれを可能にしていきたい。

最近、無差別に人を殺傷する事件が多くなっていますが、一部の被害者が司法制度から無視されるようなことがないよう、平等な対応をしていただきたいです。

② 被害者特定事項の秘匿制度

■刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度を実施していただいているところですが、引き続き、安心安全のための被害者等の個人情報保護を継続していただきたい。

地下鉄サリン事件の被害者等は、未だに反社会的行動を取り続けているオウム信者への恐怖をぬぐえません。これまでも松本智津夫被告の公判で遮蔽制度を利用した遺族がいました。

③ 被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充

■オウム事件のような膨大な公判記録の閲覧、謄写について、どうすれば被害者等の負担をなくせるかご検討いただきたい。

■対象者について、地下鉄サリン事件の被害者等の場合は被害対策弁護団、個々の事件の場合には被害者参加人のための弁護士がサポートできるようにしていきたい。

④ 被害者参加制度

■被害者参加制度を利用したい

逃亡していたオウム真理教のH、K、Tが相次いで逮捕されましたが、地下鉄サリン事件で起訴される被告人の公判において、被害者参加制度を利用したいです。

■検察官、裁判官には被害者等の心情等を十分理解していただきたい

・被告人には、地下鉄サリン事件について、逃亡中の生活について、逃亡中の心境について、被害者等に対する気持ちについてなど、とことん知りたいです。また、情状事項について、17年にも及ぶ身勝手な逃亡が被害者等を苦しめたことについて刑罰に反映するよう検察官、裁判官に訴えたいです。
・被害者がある程度感情的になることを非難したり、抑圧したりしないでほしいと思っています。

■被害者参加を希望する被害者等が多数の場合の対応

被害者参加制度の利用を希望する被害者が多数の場合、法廷に入る人数は物理的に制限されますが、入れない被害者等には傍聴席を確保するか、別室でモニター視聴できるよう配慮していただきたい。

■公判前手続きにおける証拠開示について

起訴から第一回公判まで期間があるとはいえ、被害者等は司法制度に精通しておらず、公判が開始されても、凝縮された公判日程の中で、被告人を前にした緊張と動揺を伴いながら、被害者等がなすべき判断と行動を迫られます。

順調な進行と被害者の悔いが残らない権利行使のためにも、早い段階、例えば弁護人に開示すると同時か、あるいはその直後に、差し障りのない範囲の証拠を開示していただきたい。

■被害者等の供述録取書について

被害者等に写しを交付していただきたい。

⑤ 損害賠償請求に関し刑事手続きの成果を利用する制度

■民事裁判では被告が出廷しない場合も多いので、刑事裁判で十分に被害者の心情を伝え、賠償命令に反映させたい。

■これまで、地下鉄サリン事件の被害者等は、刑事裁判とほぼ平行して損害賠償請求を行っていたが、証拠を集め、被告に刑事裁判と同じような尋問をすること等は大変な苦勞と労力と時間が必要だったので、積極的に制度を利用できるようにしていただきたい。

■裁判での被害者等の負担の軽減は図られるものの、損害賠償が実効性を伴わない。国の立替制度、あるいは補償制度、損害賠償不履行による刑罰を科す等、ご検討いただきたい。賠償金の支払いが実際に遂行されているのかどうか、現状を知りたいです。

第2次犯罪被害者等基本計画

⑥ 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

■被害者等が引っ越したり、転勤等で他府県にいる場合の飛行機代、新幹線の運賃、宿泊費などの必要とする旅費を支給していただきたい。

■付き添いを必要とする重傷者の場合は付き添いに係る旅費を支給していただきたい。

■重傷の被害者が専用の自動車を利用している場合は、ガソリン代を含む旅費を支給していただきたい。

⑦ 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討

■資力要件はできる限りゆるやかにしていただきたい。

■事件を原因として受け取った保険金や支給された給付金等は除外していただきたい。

■事件によっては、必要に応じて国選被害者参加弁護士を選任していただきたい。
事件後、被害回復のための費用が負担になる被害者の場合。

大勢の被害者に対応しなければならない事件の場合。

○追記

死刑執行についての要望（松本智津夫死刑囚の死刑執行について高橋個人の要望）

1. 松本智津夫死刑囚の死刑執行を行う前に、執行予定日時等の連絡を法務省から直接連絡していただきたいこと。
2. 松本智津夫死刑囚の死刑執行に立ち会うこと。
3. 1. と2. が叶わない場合、あるいは可能であっても立ち会えなかった場合には、死刑執行直後に、報道関係者等からではなく、法務省から直接通知をしていただきたいこと。

私は地下鉄職員だった夫を亡くしました。

その後、1995年12月から2011年11月の裁判終結まで、刑事裁判を436回傍聴しました。刑事裁判では、証言をし、意見陳述もしてきました。出廷した法廷では、被告人に死刑を望んでいる旨、証言してきました。

化学兵器であるサリンを、通勤時間で混み合う地下鉄車内にばらまくという卑劣なテロ行為は、許されるものではありません。死刑判決が下されたとき、日本のみならず世界も震撼させた地下鉄サリン事件の刑罰として、当然の結果だと思いました。現在、地下鉄サリン事件で死刑が確定しているのは10人です。

これまでに、無期懲役の受刑者について、私は、K、H、Tの各受刑者に関する「受刑者釈放通知希望申出書」を、S受刑者に関する「加害者処遇状況等通知希望申出書」を、最高検察庁に提出しています。

この「受刑者釈放通知希望申出書」が受理されたことによって、受刑者の釈放直前における釈放予定、釈放時期、帰住予定地、釈放された通知を受けることになっています。

また、この「加害者処遇状況等通知希望申出書」が受理されたことによって、

- ・刑の執行終了予定時期、刑事施設の名称、受刑中の刑事施設における処遇状況など
- ・仮釈放審理が開始されたこと、審理を行う地方更生保護委員会の名称、仮釈放審理の結果など
- ・刑務所から釈放された場合に、その年月日、理由など
- ・仮釈放された場合の保護観察をつかさどる保護観察所の名称、保護観察中の処遇状況、保護観察の終了年月日などが通知されることになっています

す。

しかし、死刑囚については、最高検察庁から死刑確定の通知を受け取って以降、被害者等のための死刑囚に関する情報の窓口がありません。死刑確定後、オウム事件の死刑囚の死刑執行に関し、被害者等には何の配慮もなく度外視されていることに強い違和を感じています。

また、被害者等は死刑が執行されたことを報道によって知ります。報道関係者には法務省から公表される、と聞いていますが、事件の当事者である被害者等には、報道関係者への公表以前に、あるいは公表と同時に、法務省から直接正式の通知を受け取れるようにしていただきたいと思います。

事件発生から、被害者名、被害者の顔写真、容疑者名、容疑者の顔写真と公表され、裁判は報道関係者と一般に公開されています。死刑執行に関しても、被害者等が希望した場合には、その立ち合いを認め、裁判で言いわたされた死刑が実行されることを見届けたい。それも被害者等の権利の一つだと思っています。松本智津夫の死刑執行に立ち会えるよう是非ともご検討をお願いいたします。

松本智津夫死刑囚以外の死刑囚については、現在考慮中です。

以上。